

選挙に係る注意点

令和3年1月17日（日）は大間町長選挙、1月31日（日）は風間浦村長選挙投票日です。

大間町長選挙は12日が告示日でしたので、すでに選挙運動が行われております。

高校生でも、満18歳であれば選挙権が発生します。民主社会を形成する公民として、大切な権利であり、また、その権利を行使する責任もあります。このため、大間高校生は、選挙権のあるなしに拘わらず、次の事項について十分注意してください。

I 関係法令

日本国憲法（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

※主権：政治的意思決定における最高の権力

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、**主権の存する日本国民の総意に基く。**

第十五条 **公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。**

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ **公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。**
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

公職選挙法

第一条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その**選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。**

II 選挙運動に係る注意事項（※公職選挙法参照）

同じ高校生、同じ学年でも有権者（満18歳以上）であるかないかにより選挙運動について注意しなければならないことがあります。

- 満18歳以上の者は、選挙権を持ち選挙運動をすることができます。（選挙運動期間中に満18歳になる者は、誕生日当日から選挙運動ができます）

※ 選挙運動の期間：選挙の公示日（告示日）に、立候補の届出をしてから投票の前日までの間を指し、『選挙運動』はこの期間中に限って行うことができます。

- 満18歳未満の者が選挙運動をすることは禁止されています。
- 満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。**たとえ、家族が立候補者であっても同様。**（選挙運動期間中に満18歳になる者は、誕生日前日までは選挙運動はできません）

【具体的選挙運動の例】

- (1) 友人や友人の家族に、特定の候補者への投票を依頼すること。
- (2) 選挙運動用自動車（選挙カー）に乗車すること。
- (3) 演説会場の入り口などで、来場者などに声かけやお礼の礼をすること。
- (4) インターネットを利用する運動。
 - ① 立候補者の選挙運動メッセージをブログや掲示板に書き込むこと。
 - ② 立候補者の選挙運動メッセージをSNSなどで広めること（リツイート、シェアなど）。
 - ③ 選挙運動の動画を投稿すること。

〈インターネットを利用する合法的な選挙運動の具体例〉

- 自分で選挙運動メッセージを自らの掲示板・ブログ・HP・FBなどに書き込むこと。
- 満18歳以上の者からSNS等で送られてきた選挙運動メッセージを、他の者に送ること。
- 有名な政治家などが応援演説のために来県した際に、その演説などの画像や動画をSNSで広めること。

〈インターネットを利用する選挙運動で禁止されている事項〉注意！

- ① 電子メールを利用する選挙運動は禁じられています。
⇒候補者や政党等にのみに限られている。
- ② 選挙運動用のウェブページや候補者・政党等から送られてきた**選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文章や図版をプリントアウトして配ることは、禁じられています。**

III 学校の構内における選挙運動

構内における選挙運動は、選挙権のあるなしに拘わらず、いかなる形態であっても禁止しています。

令和3年1月13日

青森県立大間高等学校